

四	三	二	一	の	平	省	○
				平	發	成	國
發	用 振	の 法	發 号	名	成 行	二 第	債 務
行	等 替	條 律	行 称		二 条	十 三	の 省
方	法	項 及	の 及		十 件	六 十	發 告
法	の		び 根	び	七 等	年 号	行 示
	適		そ 抠	記	年 を	十 一	等 第

## 五

ハロイ  
方募

・別債行争非者特国札非  
第参市及入価・別債発競  
II加場び札格第参市行争  
非者特国発競I加場入行争の

込募各割各当も各  
み限國り申ての申  
の度債當込るか込  
応額市てみ。らみ  
募の場るのその  
額範特。応のう  
を囲別募応ち  
割内参額募応  
りに加を額募  
当お者案を価  
ていご分順格  
るてとに次の  
。各のによ割高  
申応りりい

争市る参てしひ価一を場で競競とて価  
入場も加、た価格国定特あ争争す得格  
札特の者財後格競債め別つ入るらを  
発別にご務に競争市る参て札札もれ募  
行参よと大行入札特の者財同行に価額  
一加るに臣わ札發別にご務時一よ格に  
と者発応がれの行参よと大にとるをよ  
い・行募各るう第へ限國入募一加るに臣行い發そり  
。II以度債札のい・行募各れ。(以發重  
非下額市札のい・行募各れ。(以發重  
価一を場で決う第へ限國る、  
格国定特あ定。I以度債入価一価均  
競債め別つを及非下額市札格非格し

六

ハ 口

イ 発

行 争 非 者 特 国	札 非	入 價	入 價
入 價 ・ 別 債	發 競	札 格	行 札 格
札 格 第 参 市	行 争	發 競	發 競
發 競 I 加 場	入	行 争	額 行 争

でた条特でた条特千額発六十つ定す千額発律のに億つ定う億額  
二利第別十利第別七面行十億いにる三面行第公必八いにち円面  
千付一會三付一會百金し二三て基法百金し二債要千て基、金  
百国項計億国項計三額た条千はづ律七額た条のな四はづ財額  
九債のに九債のに十で利第四、き第十で利第発財百、き政で  
億に規関千に規関万一千付一百額発四万一千付一行源四額発法  
円つ定す五つ定す円兆国項六面行十円兆国項のの十面行第  
いにる百いにる千債の十金し七、六債の特確万金し四  
て基法万て基法四に規万額た条特百に規例保円額た条  
、づ律円、づ律百つ定円で利第別八つ定にを、で利第  
額き第額き第九いに、二付一會十いに規例保円額た条  
面発四面発四十て基同千国項計一て基する政八国項  
金行十金行十億はづ法五債のに億はづるた運十債の  
額し七額し七五、き第百に規例保円額た条  
二

イ 一	十 十	九 八	二	ハ ロ イ	七	二
發		振額最			払	
入価發	替	低行争非者特國行争非者特國札非入価込			行争非者特國	
札格行行	額	入価・別債	入価・別債發競札格金		入価・別債	
發競価	面	札格第參市	札格第參市行争發競金		札格第參市	
行争格日	位	發競II加場	發競I加場	入行争額	發競II加場	
上額	平す額の振	五	四	二十七二	でた条特	
の面	成るの記替	万	千	三千兆	四利第別	
そ金	二。整載法	円	四	百億六四	千付一會	
れ額	十数又の		四十	十九万千	三国項計	
ぞ百	六倍は規		一億	千円八	十債のに	
れ円	年記定		六	六百	八に規関	
のに	十金録に		千	千百九	億つ定す	
応つ	二額はよ		八	八十	円いにる	
募き	月に、る		三	百一十二	て基法	
価百	二よ最振		三百	七万億	、づ律	
格円	十る低替		四	十六四	額き第	
八	二も額口		万	二千四	面發四	
錢	日の面座		円	万円四百	金行十	
以	と金簿				額し七	

十  
十

三  
二

口

の経利入価・別債行争非者特国札非  
払過札格第参市及入価・別債発競  
込利発競Ⅱ加場び札格第参市行争  
み子率行争非者特国發競I加場、入

(二)

よるがをじ額よに座も係  
り場非発たにりつにのる  
算合居行金百算い記と所  
出に住時額分出て載し得  
しは者にへのしは又て税  
た、又おた二た、は振が  
金前はいだ十金前記替源  
額記外てし・額記録口泉  
に(一)国取、三か(一)さ座徵そ  
当の法得当一らのれ簿収の  
該算人す該五當算る中さ利  
非式でる國を該式ものれ子  
居にあ者債乗金にの口るに

(一)年

額  
面  
金  
額  
百  
円  
に  
つ  
き  
百  
円  
八  
銭

む十式は○  
も号に、募。  
のによ払入一  
と規り込決パ  
す定算金定一  
るす出額のセ  
。るしに通ン  
期た加知ト  
日金えを  
に額、受  
払を次け  
い第のた  
込二算者

額面金額の総額×  
100×  
365  
2

二十九八七六  
 十九八七六  
 払者入払元償償  
 込札場利還還  
 期參所金金期  
 日加支額限子以  
 平財日額平るい日毎  
 成務本面成利てを年  
 大銀三子、支六  
 臣行額十をそ払月  
 か百一支の期二  
 ら円年払日と十  
 通知に十う以し日  
 つ二。前、及  
 をき月六各び  
 受百二月支十  
 け円十間払二  
 た日に期月  
 者属に二  
 すお十

規下は期た期平  
 $\frac{\text{額面金額} \times 0.1}{100 \times 2}$   
 定、が金と成額  
 す次そ銀額し、十七年六月二十日  
 る号の行を、支の算式に  
 期及翌休支払う。式に  
 日び営業日。にただり日  
 に第業日。にただり日  
 つ十日。にただり日  
 い六日。にただり日  
 て号支たしり日  
 同に払たしり日  
 じおうる、算を  
 。いへと支出支  
 。て以き払し払

初期利子  
 住者又は外國法人が適用を受ける所得稅の稅率を乘じた金  
 )を控除することができる。